

大津市放課後児童健全育成事業費補助金
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業取扱要領

1 目的

この要領は、大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付基準に定める社会福祉法人等が運営する児童クラブ（以下、「クラブ」という。）に従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に必要な経費を大津市放課後児童健全育成事業費補助金に加算することを目的とする。

2 加算の要件

クラブの運営において、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組み（以下、「キャリアアップ体系」という。）を設けている場合に、次の各要件に該当する職員の人数に応じて賃金改善に必要な経費を補助する。

区分	要件	補助基準額／年
支援員Ⅰ	放課後児童支援員	125,000 円／年
支援員Ⅱ	経験年数が 5 年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者	251,000 円／年
支援員Ⅲ	経験年数が 10 年以上の放課後児童支援員で、事業所長的立場にある者	377,000 円／年

※ 1 支援の単位あたりの年額上限は 878,000 円

※ 補助基準額及び年額上限は子ども・子育て支援交付金交付要綱に定める額
（上記は平成 30 年度の基準額であり、要綱改正の都度読み替えて運用する。）

3 経験年数について

- ・ 経験年数の期間は、加算年度の 4 月 1 日現在において算定する。
- ・ 対象となる事業所は現在勤務しているクラブの経験年数に加え、次の①～⑦の施設・事業所における経験年数を合算することができる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 子ども・子育て支援法第 7 条第 4 項に定める教育・保育施設及び同条第 5 項に定める地域型保育事業を行う事業所（認定こども園、幼稚園、保育所等）② 学校教育法第 1 条に定める学校及び同条第 124 条に定める専修学校（幼稚園、小・中・高等学校等）③ 社会福祉法第 2 条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所（放課後児童健全育成事業等）④ 児童福祉法第 12 条の 4 に定める施設（児童相談所等）⑤ 認可外保育施設⑥ 医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設および助産所（保健師、看護師または准看護師に限る。）⑦ 放課後児童健全育成事業に類似する事業を行う施設・事業所 |
|--|

4 キャリアアップ体系について

キャリアアップ体系は、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを給与規定等で明記する必要がある。賃金改善の仕組みは、経験年数に伴い毎年賃金が増加する体系や本要領に定める要件に合わせて処遇改善額が増加する体系など事業所の運営状況から判

断すること。

<注意>

既に賃金改善の仕組みを設けている事業者については、既存の賃金改善の仕組みとは別にキャリアアップ体系を設けなければならない。既存の独自実施している賃金改善部分に当該加算を充当することはできないので注意すること。

新たにキャリアアップ体系を設定したことを証する方法については、給与規程や雇用契約書等に明記した上で、当該職員への給与支払い額が前年度より増額していることで確認する。

5 事業所長的立場にある者について

「事業所長的立場」にある職員（支援員Ⅲ）は、事業所の育成支援を統括する現場責任者をいう。事業所長的立場の職員であることを証する方法については、就業規則や運営規程等で事業所長的立場の職員を配置することを明記した上で、当該職員がその職責を担う事を雇用通知書や発令簿等で確認する。

6 キャリアアップ賃金改善実施方法

給料（現行の定期昇給分は対象外、ベースアップは対象）、手当（支援員手当等）、賞与、一時金により賃金改善を行う。ただし、賃金改善の全部または一部を、基本給（月給等や決まって毎月支払われる手当）により行うこと。

- | |
|---|
| ○ 手当
例 H30：16万円/月＋手当1,000円/月→H31：16万円/月＋手当2,000円 |
| ○ 月給
例 H30：16万円/月→H31：17万円/月 |
| × 全部を賞与や一時金として支給
例 H30：月給16万円/月→H31：16万円/月＋賞与8万円 |

<注意>

- ・ 経営に携る法人の役員については、原則として本加算の対象とはならない。（加算算定職員および賃金改善対象職員とはならない）
- ・ キャリアアップ賃金改善費加算により賃金改善を行う給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならない。（例 支援員手当を創設する一方で、主任手当を廃止する等）
ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与額等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。

7 加算にあたって実地検査等で確認する書類

	必要な書類	具体例
①	キャリアアップ体系を設けていることを証する書類	給与規程、雇用契約書等
②	放課後児童支援員であることを証する書類	認定資格研修修了証
③	経験年数を証する書類	（他施設の）勤務証明等
④	職責を証する書類（支援員Ⅲのみ）	雇用通知書、発令簿
⑤	改善前の賃金を証する書類	賃金台帳、給与規程、雇用契約書等

8 施行期日

この要領は、平成31年4月1日から施行する。